

奈良県告示第二百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、桜井市から次の地域について換地処分をした旨、届出があつた。

平成三十年十一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

地域 基盤整備促進事業 池之内地区